

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減免等に関する
取扱要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和元年7月22日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第8号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減免等に関
する取扱要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減免等に関する
取扱要綱（平成20年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「医師等の証明（様式第3号）」を「第3条第4号に掲げる
事由の場合は、医師等の証明（様式第3号）」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。